

久米南町教育委員会障害者活躍推進計画

機 関 名	久米南町教育委員会
任 命 権 者	久米南町教育委員会 教育長
計 画 期 間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで5年間
久米南町教育委員会 における障害者雇用 に関する課題	<p>久米南町教育委員会が任用する会計年度任用職員等は、以下のとおりです。</p> <p>職種は、学校関係の小、中学校講師、非常勤講師、部活動指導員、校務員です。運動公園関係は、事務補助員、夜間管理人、休日管理人、作業員です。文化センター関係は、事務補助員、図書館関係は、事務補助員、学校給食センター関係は、事務補助員、給食調理員、代務調理員です。</p> <p>この内、常勤の職員は、小学校講師と中学校講師の一部のみです。</p> <p>会計年度任用職員等は、任期が1年以内で、毎年の募集となっており、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていません。</p> <p>各職種の会計年度任用職員に不足が生じた場合は、個別に対応しているため、障害者限定の募集を組織的な体制整備では、特段行っていません。</p>

目 標	
1.採用に関する目標	<p>毎年度、採用においては、障害者である応募者を念頭に置き、除外することなく職員の募集を行います。</p>
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障害者雇用推進者として教育委員会教育課長を選任します。 ◎ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、該当者等に周知します。 ◎ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習会を受講させます。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 相談窓口への相談等に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。 ◎ 措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつ

	<p>も、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。</p> <p>◎ 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しておりしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4.その他	<p>◎ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。</p>